

令和4年度（1次公募）農業雇用条件改善推進事業の御案内

定額
20万円

雇用条件等の整備・改善に取り組み、雇用を増やし、経営拡大を図ろうとする農業経営体を支援します！

I 事業実施主体

県内の市町村長等が認定した認定農業者（個人経営・法人経営）です。



II 事業内容

現状（事業実施前）の雇用条件の整備状況によって、事業1又は事業2のどちらかを実施することができます。

III 公募期間

令和4年4月8日（金）～令和4年5月31日（火）まで

（1）雇用数の増加（事業1及び事業2の共通事項）

事業1及び事業2のいずれの場合も、令和3年度に新たな雇用により雇用者数を増加させることが必要です。

雇用数の増加とは、どのように数えるの？

雇用人数に下表の被雇用者の区分毎に設定されたポイントを乗じた値の合計が、前年度より増加することを「雇用数の増加」とします。

なお、カウントできる被雇用者は、書面で雇用契約を締結※している人に限ります。

※雇用契約書（雇用主及び被雇用者両者の署名又は押印があるもの）をいう。又は雇用条件通知書（雇用主が被雇用者へ通知するもの）も可とする。

雇用数の増加の計算（例）

- 事業実施前年度実績：常雇い1名、臨時雇い2名、外国人技能実習生1名
- 事業実施年度計画：常雇い2名、臨時雇い1名、特定技能外国人1名

| 被雇用者の区分 | A | B | C | D | E | F |
|----------|----------------------|---------------------------------------|-------------|--------------------------------------|-------------|--------------------|
| | 設定 ポイ ント ／人 | 事業実施前年度実績 (令和2年4月1日 ～令和3年3月31日) | | 事業実施年度計画 (令和3年4月1日 ～令和4年3月31日) | | 雇用者数 の増加 E-C |
| | | 雇用人数 | ポイント B×A | 雇用人数 | ポイント D×A | |
| 常雇い(※1) | 5点 | 1人 | 5点 | 2人 | 10点 | 5点 |
| 臨時雇い(※2) | 3点 | 2人 | 6点 | 1人 | 3点 | -3点 |
| 特定技能外国人 | 5点 | 0人 | 0点 | 1人 | 5点 | 5点 |
| 外国人技能実習生 | 4点 | 1人 | 4点 | 0人 | 0点 | -4点 |
| 合 計 | | | 15点 | | 18点 | 3点 |

※1常雇い

このF列の合計値がプラスとなること

期間の定めがない又は1年以上の期間の雇用契約を締結し、かつ、週の所定労働時間が20時間以上である被雇用者

※2臨時雇い

31日以上1年未満の期間の雇用契約を締結し、かつ、週の所定労働時間が20時間以上である被雇用者

(2)事業1(雇用条件の整備)

次の①及び②のいずれか一方若しくは両方が整備されていない事業実施主体が、
①及び②の両方※を整備する取組を支援します。

①就業規則

②労働保険(法人の場合は更に社会保険)

※①又は②のいずれか一方が整備済みである場合、未整備方のみを整備すればよいです。

就業規則とは?

賃金や労働時間などの労働条件に関することや職場内で守らなければならない規律などについて、労働者(被雇用者)の意見を聴いた上で作成するルールです。

労働者(被雇用者)が常時10人以上いる職場については、就業規則の作成及び労働基準監督署への届出が義務付けられています。

本事業を実施する場合、常時労働者数が10人未満でも作成が必要です。

<参考>

・農業者・農業法人労務管理のポイント(農林水産省・厚生労働省)

<http://www.maff.go.jp/j/pr/annual/attach/pdf/nougyou-9.pdf>

・就業規則モデル(厚生労働省)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/model/index.html

労働保険・社会保険とは、どんな制度?

農業では、労働保険及び社会保険は下表のとおり整理されます。

農業の個人経営について、常時労働者(被雇用者)数が5人未満の場合、保険制度上は労働保険の加入は任意ですが、本事業を実施する場合、必要です。

なお、各保険の加入方法については、下表の加入窓口機関へそれぞれお問い合わせください。

| | 常時 労働者数 | 労働保険 | | 社会保険 | |
|------------|--|------------------|---------------------------|---------------|---------|
| 保険の種類 | 常時労働者数 5人未満 5人以上 法人経営※3 | 労災保険 | 雇用保険 | 健康保険 | 厚生年金保険 |
| 加入窓口 機関 | | 労基署 | 公安所 (ハローワーク) | 全国健康保険協会 | 年金事務所 |
| 主な 保険内容 | | 業務上の 病気・ケガ | 失業 | 業務外の 病気・ケガ | 老齢・死亡年金 |
| 保険料負担 | | 事業主 | 事業主と被雇用者 | | |
| 個人経営 | | 5人未満 5人以上 | 任意加入※1【事業上必須】 強制加入 | 基本的に加入しない※2 | |
| 法人経営※3 | — | 強制加入 | | 強制加入 | |

※1:本事業では5人未満でも労働保険(労災保険・雇用保険)の加入が必須となる【事業上必須】。

ただし、労働者(被雇用者)の全員が外国人技能実習生(5人未満)の場合、雇用保険の加入については、本事業上も任意とする。

また、事業主が労災保険の「特別加入制度」を利用する場合、労災保険が強制加入となる。

※2:社会保険(健康保険・厚生年金保険)に加入しない場合は、国民健康保険、国民年金へ加入する。

※3:農事組合法人の組合員(出资者)について、確定給与として余剰金の分配を受けている場合、労働保険・社会保険ともに強制加入の対象になる。

(3)事業2(雇用条件等の改善)

事業1の雇用条件が既に整備されている事業実施主体が、専門家の助言を受けて行う次の①又は②のいずれか一方又は両方を改善する取組を支援します。

ただし、対象経費(専門家への支払経費(税抜き)及び作業環境の改善に係る経費(税抜き))の合計額が20万円以上となる場合に限り事業対象とします。

① 就業規則

② 作業環境

専門家ってどんな人?

次の①又は②に掲げる人を専門家とします。例は、それぞれ次のとおりです。

①労務管理や農業経営の改善に関する国家資格を有する者

例)社会保険労務士、中小企業診断士、普及指導員 等

②本県の農業関連団体において従事又は登録をしている者

例)農業協同組合の営農指導員、(株)日本政策金融公庫の農業経営アドバイザー、ちば農業経営相談所に登録された専門家 等

就業規則の改善とは、どんなことをすればいいの?

専門家の助言を受け、既に整備している就業規則を見直し、諸手当の創設や安全衛生教育の実施等、更なる労働条件の改善につながる項目を就業規則に盛り込むことです。

作業環境の改善とは、どんなことをすればいいの?

専門家の助言を受け、安全かつ快適に農作業が行えるような改善に向け必要な物品を購入したり、作業場の改修を行うことです。

【物品の購入】

・作業ラインの改善に資する物品

(例)台車、ローラーコンベヤ、作業台等

・作業中の疲労軽減に資する物品

(例)防寒着、腰痛軽減サポートスーツ、敷マット等

・作業の安全に資する物品

(例)安全靴、反射材付き作業着、ヘルメット等

・作業場での新型コロナウィルス感染症の感染防止に資する物品

(例)飛散防止アクリルパーテーション、空気清浄器等

(注)消毒用エタノールなどの消耗品は、対象とはなりません。

【作業場の改修】

・新たな設備の設置

(例)エアコンの設置、LED照明の設置、床コンクリートの打設等

・既存施設の改修

(例)段差の解消、採光窓の設置等

(注)物品の購入等に当たり、1品(改修)当たりの費用は、10万円未満(税込み)が対象となるので御注意ください。また、本事業以外の県や国の補助事業の対象とするものや、既に自ら購入等しているものを対象とすることはできません。

IV 補助金額

定額 20万円

注1)事業1及び事業2どちらを実施する場合も、定額20万円です。

注2)事業1及び事業2について、それぞれ、事業実施主体当たり1回限りの実施とし、同一年度に同時に実施することはできません。

V 事業採択

実施希望者が多数の場合、雇用人数に係るポイント等の上位順に予算の範囲内で採択します。

VI 問合せ先

本事業の内容についての問合せは、千葉県庁担い手支援課へお願いします。

| 機関名 | 住所 | 電話番号 |
|--------------------------|---------------------------|--------------|
| 千葉県農林水産部 担い手支援課経営体育成班 | 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 | 043(223)2905 |

VII 申請書類等の提出先

申請書類等の提出は、各地域農業事務所の企画振興課へお願いします。

| 農業事務所 | 管轄地域 | 住所 | 電話番号 |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------|--------------|
| 千葉 | 千葉市・習志野市・市原市・八千代市 | 〒266-0014 千葉市緑区大金沢町473-2 | 043(300)1985 |
| 東葛飾 | 市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市 | 〒277-0861 柏市高田990-1 | 04(7143)4121 |
| 印旛 | 成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町 | 〒285-0026 佐倉市鎧木仲田町8-1 | 043(483)1129 |
| 香取 | 香取市・神崎町・多古町・東庄町 | 〒287-0003 香取市佐原イ92-11 | 0478(52)9192 |
| 海匝 | 銚子市・旭市・匝瑳市 | 〒289-2504 旭市ニ1997-1 | 0479(62)0156 |
| 山武 | 東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・芝山町・横芝光町 | 〒283-0006 東金市東新宿17-6 | 0475(54)1122 |
| 長生 | 茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町 | 〒297-0026 茂原市茂原1102-1 | 0475(22)1751 |
| 夷隅 | 勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町 | 〒298-0212 大多喜町猿稲14 | 0470(82)4956 |
| 安房 | 館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町 | 〒294-0045 館山市北条402-1 | 0470(22)7131 |
| 君津 | 木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市 | 〒292-0833 木更津市貝渕3-13-34 | 0438(25)0107 |

雇用労働力の確保に向け、雇用条件の整備・改善に取り組みましょう！

CHIBAちば



千葉県
マスコットキャラクター
チーバくん